

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公表番号】特表2019-528043(P2019-528043A)

【公表日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-041

【出願番号】特願2019-500825(P2019-500825)

【国際特許分類】

A 01 M	7/00	(2006.01)
B 05 B	12/08	(2006.01)
B 05 D	1/02	(2006.01)
B 05 D	3/12	(2006.01)
B 05 D	3/00	(2006.01)

【F I】

A 01 M	7/00	G
A 01 M	7/00	J
B 05 B	12/08	
B 05 D	1/02	Z
B 05 D	3/12	Z
B 05 D	3/00	D
B 05 D	3/00	B

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月15日(2020.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

農業用殺虫剤、殺虫剤、除草剤、または殺菌剤の濃縮液(21)を含むカートリッジ(20)であって、前記カートリッジ(20)は、前記カートリッジ(20)を噴霧装置へ可逆的に接続する手段(22a)を含み、前記カートリッジ(20)は、電子記憶部(28)を有し、設定されるべき前記濃縮液(21)の希釈度についての情報が、前記記憶部(28)に記憶される、ことを特徴とするカートリッジ(20)。

【請求項2】

希釈剤(11)を受容する容器(10)と、

出口(30)と、

前記希釈剤(11)を前記出口(30)の方向へ送る手段(15)と、

農業用殺虫剤、殺虫剤、除草剤、または殺菌剤の濃縮液を含む交換可能なカートリッジを前記噴霧装置へ可逆的に接続する手段(22b)と、

前記濃縮液を前記出口(30)の方向へ送る手段(25)と、

制御部(1)と、

を含む噴霧装置であって、

前記制御部は、前記カートリッジに関連付けられた電子記憶部から希釈度を読み出す手段を有し、前記制御部は、前記濃縮液を前記希釈度に従って前記希釈剤(11)で希釈するように設計された調整部を有する、ことを特徴とする噴霧装置。

【請求項3】

携帯式噴霧装置であって、

希釈剤(11)を保持する容器(10)と、

出口(30)と、

前記希釈剤(11)を前記出口(30)の方向へ送る手段(15)と、

農業用殺虫剤、殺虫剤、除草剤、または殺菌剤の濃縮液(21)を含む交換可能なカートリッジ(20)を前記噴霧装置へ可逆的に接続する手段(22b)と、

前記濃縮液(21)を前記出口(30)の方向へ送る手段(25)と、

制御部(1)と、

いう構成要素を含む携帯式噴霧装置と、

交換可能なカートリッジ(20)であって、前記カートリッジ(20)を前記噴霧装置へ可逆的に接続する手段(22a)を含む、交換可能なカートリッジ(20)と、

を含むシステムであって、

前記カートリッジ(20)は、前記カートリッジ(20)が前記噴霧装置へ接続された場合に前記噴霧装置の前記制御部により読み出される電子記憶部(28)を有し、設定されるべき前記希釈剤(11)による前記濃縮液(21)の希釈度についての情報が、前記電子記憶部(28)に記憶される、ことを特徴とするシステム。

【請求項4】

活性剤製剤を塗布する方法であって、

活性物質濃縮液を含む交換可能なカートリッジであって、電子記憶部を含み、希釈度が前記記憶部に記憶された、交換可能なカートリッジを利用可能にするステップと、

希釈剤を有する噴霧装置であって、制御部を含み、前記制御部が前記記憶部から前記希釈度を読み出す手段を有する、噴霧装置を利用可能にするステップと、

ユーザが前記交換可能なカートリッジを前記噴霧装置へ接続するステップと、

前記制御部により前記記憶部から前記希釈度を読み出すステップと、

前記活性物質濃縮液および／または前記希釈剤の、その容器から前記出口の方向への流量を調整することで、前記活性物質濃縮液および前記希釈剤の混合物であって前記活性物質濃縮液が前記読み出された希釈度に従って希釈された混合物が前記出口から排出されるステップと、

を含む方法。